

国の出先機関改革に関する重点提言

国の出先機関改革の検討に当たって、国は、次の事項について、適切な措置を講じられたい。

1. 出先機関の事務等をブロック単位で移譲する場合の受け皿となる広域的实施体制のあり方については、東日本大震災等において出先機関が果たしている役割等を踏まえ、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域のかつ機動的な対応等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的かつ十分な議論が必要である。

また、移譲対象事務の範囲や具体的な財源措置のあり方、さらには出先機関ごとに異なる管轄区域の整理・統合や国の関与等の重要事項について明確にされておらず、事業の実施に大きな支障が生じることが懸念されるとともに、新たに市町村の意見反映の仕組みとして加えられた「特定広域連合委員会への市町村代表の参加」においても、原則として議決権を有しない特別委員とされている等の問題がある。

については、政府は、拙速に進めることなく、地域住民の安全安心に直接責任を有する基礎自治体と引き続き十分協議を行い、その意見を反映させて慎重に検討を重ねること。

2. 一の都道府県内で完結する直轄道路・直轄河川の移管については、関係市町村長の意見を十分に聴き適切に推進するとともに、ハローワークの移管に関しては、福祉的支援と就労支援をワンストップで提供できるようになるなど大きなメリットが期待されることから、移管に向けて真摯に協議を行うこと。